

佐賀県東部工業用水道浄水場内発生土処理業務委託特記仕様書

1 委託施設 委託する施設を次に示す。

- (1) 汚泥池及び乾燥場・汚泥土搬出、乾燥処理等 (搬出予定回数は下記のとおり)
- (2) 返送水ポンプピット・堆積土の搬出、水圧洗浄 1回/年

2 委託の内容 委託する施設の業務内容を示す。

- (1) 汚泥池 各工程の作業時間(h)(見込み)を下記に示す。

	汚泥池容量 (m <sup>3</sup> )	年間回転数 (回)	① 発生土搬出 (h)	② 敷き均し (h)	③ 乾燥土集積 (h)	④ 乾燥土処理 (h)
1号池	425	2	16	8	16	15.0
2号池	200	1	4	2	4	
3号池	200	1	4	2	4	
4号池	425	2	16	8	16	
5号池	425	1	8	4	8	
計			48	24	48	15.0

※2号池と3号池は同時使用。

- ① 発生土搬出  
汚泥池より汚泥乾燥場へ場内搬出。
- ② 敷き均し  
搬出された発生土を乾燥場内に均等に敷き均しを行う。
- ③ 乾燥土集積  
・敷き均し後、集積を行い、場外搬出及び次回のサイクルに備える。
- ④ 乾燥土の処理  
・敷き均しの後、乾燥を早めるために掻き回し作業を適時行う。

(2) 返送水ポンプピット

返送水ポンプピットの堆積土量を概ね次のとおりとする。除去した土砂は監督員の指定する場内に運搬処分し、ピット内は堆積除去後圧力水にて洗浄を行う。(場内消火栓使用)

返送水ポンプピットの堆積土量計算

(面積 * 堆積深さ)	土量
浅い部分 3.5m*4.5m*0.05m	2.5 m <sup>3</sup>
深い部分 2.0m*4.5m*0.2 m	

3 業務の範囲 本業務の範囲について、次に示す。

- (1) 汚泥池の通常における号池の切り替え等の運用及び巡視点検は、甲にて行う。各作業については、乙が現場の状況を確認し、その都度事前に協議したうえで行う。
- (2) 返送水ポンプピットについても(1)と同様とする。
- (3) (1)及び(2)以外についても、本業務の内容と関連性が高く甲より業務の要請があった場合は、その指示に従うものとする。
- (4) 本業務は、最終的な乾燥土を場内に集積するまでとするが、監督員の指示がある場合は、搬出車両への積み込みまで行うこと。

4 その他

- (1) 本業務に定める委託内容について、汚泥池の運用状況や異常気象及びその他原因により、搬出を行う号池及び計画数量が変動することがある。
- (2) 本業務に使用する建設機械は、バックホウ等とする。また、要請に直ちに対応できるように、重機は常に手配可能にしておくこと。なお、年間通して敷地内に重機を仮置きすることは認める。
- (3) 業務責任者は、本業務について、本特記仕様書に定めのない事項や問題が発生した場合は、監督者と協議するものとする。